



宮 崎 県 公 報

平成30年7月19日(木曜日)号外 第31号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

頁

告 示

○違反広告物等の除却命令…………… (都市計画課) 1

告 示

宮崎県告示第 638号

宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。)第8条の規定に違反して次の広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者は、平成30年7月23日までに当該広告物等を除却しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、条例第24条第2項の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該措置を行う。

平成30年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

広告物等の種類	広告物等の表示及び設置場所	広告物の表示内容	広告物等の個数
野立広告	都城市郡元町2992番1	ホテルとあやめの里 都城 祝吉 ほか	1個